令和3年度 第1回 三郷市景観審議会

議 案 書

令和3年8月24日(火)

## 議案第1号

三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の

一部改正(案)について 【諮問】

# ○三郷市屋外広告物条例(改正案)

平成28年3月30日 条例第18号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 広告物又は掲出物件の制限(第4条-第15条)
- 第3章 特定地域等(第16条・第17条)
- 第4章 管理、監督等(第18条-第32条)
- 第5章 雑則(第33条-第35条)
- 第6章 罰則(第36条-第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物について、必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆 に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、 建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを いう。

(広告物の表示者の青務)

第3条 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する者は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないように努め、それぞれの地域環境との調和を図るよう配慮しなければならない。

第2章 広告物又は掲出物件の制限

(禁止地域等)

- 第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
  - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第 一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は生産緑地地区
  - (2) 市民農園整備促進法 (平成2年法律第44号) 第2条第2項に規定する市民農園の 区域
  - (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定に

- より指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの並びに同法第10 9条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定 された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 三郷市文化財保護条例(平成13年条例第30号)第6条第1項の規定により指定 された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの
- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 道路及び鉄道から展望することができる地域で市長が指定する区域
- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (9) 河川及びその付近の地域で市長が指定する区域
- (10) 駅前広場及びその付近の地域で市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (13) 墓地及びその周囲の地域で市長が指定する区域
- (14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域 (禁止物件)
- 第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
  - (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
  - (2) 石垣及び擁壁
  - (3) 街路樹及び路傍樹
  - (4) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
  - (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの
  - (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
  - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
  - (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
  - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
  - (10) 形像及び記念碑
  - (11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景 観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(はり紙等の禁止物件)

第6条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が 指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗(これ を支える台を除く。以下同じ。) 若しくは立看板を表示し、又はこれらに係る掲出物件 を設置してはならない。

(許可)

第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所(以下「許可地域」という。) において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置(前2条の規定により表示又は設置が禁止されているものを除く。) しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

- 第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条までの規定は、適用しない。
  - (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
  - (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件(第15条の規則で定めるものを除く。)
  - (4) 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する 広告物又はこれを掲出する物件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長が認めるもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び前条の規定は、適用しない。
  - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれ を掲出する物件
  - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを 掲出する物件
  - (5) 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物で、当該地方公共団体の広告物に関する条例の規定に従って表示されるものア他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項に規定する中核市(以下「中核市」という。)並びに法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村

- の区域を除く。)
- イ 指定都市の区域
- ウ 中核市の区域
- エ 法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域
- (7) 人、動物若しくは車両(自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物
- (8) 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に国又は当該地方公共団体の許可又は 承諾を得て表示する広告物
- (9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (10) 町会、自治会等が公共的目的をもって設置する掲示板に当該町会、自治会等の定めるところにより表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定は、適用しない。
  - (1) 第5条第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれを掲出する物件
  - (2) 前号に掲げるもののほか、第5条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第9号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は、適用しない。
  - (1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
  - (2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
  - (3) 電柱、街灯柱その他これらに類するものの所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
- 5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
  - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの
  - (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件
  - (3) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、

<u>その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充</u>てるもの

6 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらに係る掲出物件については、前条の規定は適用しない。

(既存不適格物件等)

- 第9条 第4条から第6条までの規定による指定(以下この条において「指定」という。)がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日(以下この条において「指定日」という。)の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日においてこの条例の規定による許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。)を除く。)であって、指定日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条から第6条までの規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。
- 2 指定がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後この条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあっては、当該指定日から10年を経過する日までの期間)」とする。

(禁止広告物)

- 第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。
  - (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
  - (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
  - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
  - (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
  - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(許可の基準等)

- 第11条 第7条及び第8条第5項の許可の基準は、規則で定める。
- 2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、 特にやむを得ない理由があると認めるときは、三郷市景観条例(平成22年条例第16 号)第26条の規定により設置された三郷市景観審議会(以下「審議会」という。)の 議を経て、許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

- 第12条 市長は、第7条又は第8条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 2 前項の規定は、3年を超えない範囲内で、広告物の種類ごとに規則で定める。
- 3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、 前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

- 第13条 第7条又は第8条第5項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告 物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しく は風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することがで きる。

(許可の表示)

- 第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件 に規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定める 許可の押印を受けたものについては、この限りでない。
- 2 前項の許可の証票又は押印は、許可の期限が明示されたものでなければならない。 (国等の特例)
- 第15条 国又は地方公共団体は、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第4条から第7条までの規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

第3章 特定地域等

(特定地域)

- 第16条 市長は、許可地域内において、良好な景観を形成するための広告物の表示又は 掲出物件の設置を規制することが特に必要と認める区域を特定地域として指定するこ とができる。
- 2 特定地域の区域は、規則で定める。

(広告物協定地区)

- 第17条 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該広告物協定が良好な景観 の整備に資すると認めるときは、当該区域を広告物協定地区として指定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該地区内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第4章 管理、監督等

(広告物の管理)

- 第18条 広告物を表示し、<u>若しくは</u>掲出物件を設置する者(管理する者が置かれているときは、その者) <u>又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。</u>) は、これらに関し補修、<u>除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。
- 3 前項の管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - (1) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号。以下「県条例」という。) 第23条第1項に規定する屋外広告業の登録を受けた者
  - (2) 県条例第25条第1項各号に掲げる者

(点検)

- 第18条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- 2 前項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件 のうち前条2項の規則で定める基準を超えるものについては、県条例第14条の2第2 項に掲げる者に、点検を行わせなければならない。
- 3 第1項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件のうち前条第2項の規則で定める基準以下のもの及び許可又は許可の更新の申請が不要なものについては、前項に規定する者に点検を行わせるよう努めるものとする。
- 4 この条例の規定による許可又は許可の更新の申請をしようとする者は、前2項の点検 の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるとき

は、この限りでない。

5 前項の場合において、許可又は許可の更新の申請をしようとする者が当該許可に係る 広告物の所有者等以外の者であるときは、当該所有者等以外の者は、当該広告物の所有 者等に対し、第1項の規定による点検の結果の提出を求めることができる。

(除却義務)

- 第19条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、5日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらを除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

- 第20条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。
  - (1) 第12条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第2項 の規定による許可の条件に違反したとき。
  - (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(措置命令)

- 第21条 市長は、第4条から第7条まで、第10条、第18条第1項若しくは第19条 第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを 管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、 これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危 害を防止するため必要な措置を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、 若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなくて確知する ことができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができ る。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上の期限を定めて、その期 限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又 は委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

- 第22条 法第8条第2項の規定による公示は、広告物又は掲出物件の保管後速やかに行 わなければならない。
- 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 次条各号に掲げる事項を、14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)告示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の<u>所有者、占有者その他当該広告物</u> 又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、 次条各号に掲げる事項を告示すること。
- 3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保 管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

- 第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
  - (3) 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第24条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例 価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件 の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第26条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物 又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
  - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
  - (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間 (報告の徴収及び立入検査)
- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲

出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第28条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

- 第29条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する 者は、これらを管理する者を置いたとき、又は廃したときは、遅滞なく、規則で定める ところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、 遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(告示)

第30条 市長は、第4条から第6条まで、第8条、第16条及び第17条の規定による 指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければな らない。

(手数料)

第31条 この条例の規定による許可(許可の期間の更新を含む。)を受けようとする者は、申請の際、手数料を納付しなければならない。

(手数料の免除)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

第5章 雑則

(市民等との協力)

- 第33条 市は、広告物の表示又は掲出物件の設置の適正化に関する事業を推進するに当たっては、市民及び関係事業者の協力を得る等必要な連携を図るよう努めるものとする。 (審議会への諮問)
- 第34条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 市長が第4条から第6条まで、第8条、第16条及び第17条の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。
  - (2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項 第1号及び第3号並びに同条第6項、第11条第1項、第16条第2項並びに第18 条第2項に規定する基準及び区域を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- 第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(委任)

- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第4条から第6条まで、又は第7条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
  - (2) 第21条第1項の規定による市長の除却すべき旨の命令に違反した者
- 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
  - (2) 第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
  - (3) 第21条第1項の規定による市長の命令(除却すべき旨の命令を除く。)に違反した者
- 第38条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただ し、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、施行日の前日において県条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日において県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。)を除く。)であって、施行日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条から第7条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている旧許可物件であって、施行日以後第11条第1項の許可の基準に適合しないことにより表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、施行日の前日における県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可の基準を第11条第1項の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が施行日から10年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から10年を経過する日までの期間)」とする。
- 4 前項に規定するもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その 他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によ りなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(指定等の特例)

- 5 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる行為を行うことができる。
  - (1) 第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定による指定
  - (2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項 第1号及び第3号並びに同条第6項、第11条第1項並びに第18条第2項に規定す る基準を定めること。
    - (三郷市手数料徴収条例の一部改正)
- 6 三郷市手数料徴収条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則

## この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## ○三郷市屋外広告物条例施行規則(改正案)

平成 28 年 3 月 30 日 規則第 20 号 改正 令和元年 6 月 14 日規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市屋外広告物条例(平成28年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第12号の規則で定める博物館、美術館及び病院)

第2条 条例第4条第12号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその 敷地は、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の当該建造物 並びにその敷地とする。

(表示又は設置の許可申請等)

- 第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(様式第1号) 正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。 ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に 係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又 は一部の添付を省略することができる。
  - (1)屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を知り得る図面
  - (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周囲の状況を知り得る写真
  - (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び 図面
  - (4) 既に設置されている掲出物件(申請の日において、設置した日から3月を経過していない掲出物件及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。)に広告物を表示しようとする場合には、屋外広告物等点検報告書(様式第2号)
  - (5) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し
  - (6) 条例第18条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第7条の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあっては(新設・更新)許可通知書(様式第3号)に、許可をし

ないこととした場合にあっては(新設・更新)不許可通知書(様式第4号)に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(適用除外の基準)

第4条 条例第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条 第3項第1号及び第3号並びに同条第6項の規則で定める基準は、第6条各号に掲げる もののほか、別表第1に定めるとおりとする。

(適用除外の許可申請等)

- 第5条 条例第8条第5項<u>第1号又は第2号</u>の許可を受けようとする者は、屋外広告物等 許可申請書正副各1通にそれぞれ第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に 提出しなければならない。
- 2 条例第8条第5項第3号の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副 各1通に、それぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。
  - (1) 第3条第1項各号に掲げる書類等
  - (2) 条例第8条第5項第3号に掲げる広告物又は掲出物件に該当することを証する書類等
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第8条第5項の許可をするか否か を決定し、許可をした場合にあっては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこと とした場合にあっては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当 該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可基準)

- 第6条 条例第11条第1項に規定する第7条及び第8条第5項の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。ただし、条例第16条第1項に規定する特定地域の許可の基準は、別表第3のとおりとする。
  - (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
  - (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
  - (3) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

(許可期間の基準)

第7条 条例第12条第1項の規定により許可の期間を定める場合には、次の表に掲げる 基準によるものとする。

広告物の種類	許可期間の基準
広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他これらに類するものの	3年以内
利用広告物(はり紙及びはり札を除く。)、標識利用広告物、	
アーチ利用広告物及び自動車利用広告物	
掛看板	1年以内
広告幕(つり下げを含む。)及びアドバルーン	3月以内
立看板、はり紙、はり札及び広告旗	1月以内

(許可期間更新の申請等)

- 第8条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外 広告物等許可期間更新申請書(様式第5号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を 添付して、市長に提出しなければならない。
  - (1) 第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類等
  - (2) 屋外広告物等点検報告書
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第12条第3項の規定により許可の期間を更新するか否かを決定し、許可をした場合にあっては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあっては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(変更又は改造の許可申請等)

- 第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書(様式第6号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。
  - (1) 第3条第1項第1号、第3号及び第6号(次号に掲げる報告書を添付する場合に限る。)に掲げる書類等
  - (2) 屋外広告物等点検報告書(広告物の表示内容のみを変更する場合を除く。)
  - (3) 当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第13条第1項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあっては(変更・改造)許可通知書(様式第7号)に、許可をしないこととした場合にあっては(変更・改造)不許可通知書(様式第8号)に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

- 第10条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の外観及び構造に著しい変更を伴わない修繕、補強、部品の取替えては塗替え
  - (2) 広告物の表示内容の変更であって、主たる内容以外の内容に係るもの
  - (3) 掲出物件に表示する広告物の変更であって、定期的なもの

(許可の証票及び押印の様式)

- 第11条 条例第14条第1項の規則で定める許可の証票は、屋外広告物等許可証(様式 第9号)のとおりとする。
- 2 条例第14条第1項ただし書の規則で定める許可の押印は、屋外広告物等許可印(様式10号)のとおりとする。

(国等の特例)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める広告物又はこれを掲出する物件は、次の

- 各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの
- (2) 表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの
- (3) 上端の高さが地上から10メートルを超え、又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

(特定地域の区域)

- 第13条 条例第16条第1項に規定する特定地域は、三郷市景観計画(平成22年告示第257号)に定める重点地区で、三郷中央駅地区及び新三郷ららシティ地区とする。 (管理者の設置に係る基準)
- 第14条 条例第18条第2項の規則で定める基準は、上端の高さが地上から4メートル 以下であることとする。

(点検項目)

第15条 条例第18条の2第1項の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について実施するものとする。

(点検の適用除外)

- 第16条 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に 掲げるものとする。
  - (1) 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕(つり下げを含む。)、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物
  - (2) 条例第8条第1項、第2項及び第6項に規定する広告物又は掲出物件であって、法 令の規定により条例第18条の2第1項の点検と同程度の点検を実施することとさ れているもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第18条の2第1項の規定による点検の必要がないと認めるもの

(点検結果の提出)

- 第17条 条例第18条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物等点検報 告書によるものとする。
- 2 屋外広告物等点検報告書は、条例第18条の2第1項の規定による点検を行った者が 作成するものとする。

(除却の届出)

第18条 条例第19条第2項の規定による届出は、除却届(様式第11号)に除却する 前後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(保管した広告物又は掲出物件の一覧簿の様式等)

第19条 条例第22条第3項の規則で定める様式は、屋外広告物等保管物件一覧簿(様

式第12号)とする。

- 2 条例第22条第3項の規則で定める場所は、三郷市都市デザイン課事務室とする。 (返還の手続)
- 第20条 条例第23条第1号の保管した広告物又は掲出物件(条例第25条の規定により売却した代金を含む。)を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、屋外広告物等受領書(様式第13号)と引換えに返還するものとする。

(広告物を表示する者等に対する検査等における身分を示す証明書)

第21条 条例第27条第2項の証明書の様式は、身分証明書(様式第14号)のとおりとする。

(管理者等の届出)

- 第22条 条例第29条第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置・廃止届(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。この場合において、条例第18条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付しなければならない。
- 2 条例第29条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 条例第29条第3項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・ 名称・住所変更届(様式第17号)を市長に提出して行うものとする。
- 4 条例第29条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(様式第18号)を市 長に提出して行うものとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日規則第 号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第4条関係)

1 条例第8条第1項第4号の基準

表示する広告物又は設置する掲出物件の広告物を表示する面の面積(以下「表示面積」という。)は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の投影面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

## 2 条例第8条第2項第1号の基準

表示又は設	自家広-	告物の種類	基準
置の場所			
条例第4条	建造物	屋上利用	(1) 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を
各号に掲げ	利用広	広告物	表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、
る地域又は	告物		それらの表示面積を合算した面積)は、5平方メ
場所(禁止			ートル以下であること。
地域等)			(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であ
			ること。
			(3) 壁面から突き出していないこと。
			(4) 広告物自体の高さは、2メートル以下であるこ
			と。
		壁面利用	(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、
		広告物	又は掲出物件を設置する場合にあっては、それら
			の表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、
			又は掲出物件を設置する一の壁面の面積(当該壁
			面にある窓その他の開口部分の面積を含む。以下
			同じ。)の5分の1以下で、かつ、10平方メート
			ル以下であること。
			(2) 上端の高さは、軒高以下であること。
			(3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全
			部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこ
			と。
		突出し広	(1) 表示面積は、3平方メートル以下であること。
		告物	(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。
			(3) 壁面からの突出し幅は、1メートル以下である
			こと。
			(4) 道路上に突き出していないこと。
	建造物	から独立し	(1)表示面積は、5平方メートル以下であること。
	た広告物	勿	(2) 上端の高さは、地上から7メートル以下である
			こと。
			(3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、3
			個以下であること。
			(4) 道路上に突き出していないこと。
	広告幕(	つり下げを	長さは10メートル以下で、かつ、幅は1メートル
	含む。)		以下であること。

	広告旗		  (1) 表示面は、縦1.8メートル以下及び横0.6
			メートル以下であること。
			(2) 高さは、3メートル以下であること。
			(3) 道路上に突き出していないこと。
			(4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合
			は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設
			置する個数が3以下の組とするときを含む。)相
			互の距離は、5メートル以上であること。ただし、
			自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以
			下の場合は、この限りでない。
	掛看板		表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものに
	121 121		あっては、それぞれ1の面の面積)は、1平方メー
			トル以下であること。
	はり紙	 はり札及び	(1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方
	立看板	10.7   2/2	メートル以下、立看板にあっては大きさが縦(脚
			部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メ
			ートル以下であること。
			(2) 道路上に突き出していないこと。
条例第7条	建造物	屋上利用	(1) 木造建築物を利用する場合
に規定する	利用広	広告物(三	ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物
地域または	告物	郷中央駅	を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっ
場所(許可		地区を除	ては、それらの表示面積を合算した面積。次号
地域)		⟨∘ )	アにおいて同じ。) は、10平方メートル以下
			であること。
			イ 上端の高さは、地上から12メートル以下で
			あること。
			(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用
			する場合
			ア 表示面積は、広告物を表示し、又は掲出物件
			を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積
			(以下「総壁面面積」という。)の1(当該面積
			が10平方メートルに満たないときは、10平
			方メートル)以下であること。ただし、特定地
			域内においては、表示面積は、広告物の向いて
			いる方向からの建築物の一の壁面最大投影面積
			の10分の1(当該面積が10平方メートルに

		   満たないときは、10平方メートル)以下であ
		ること。
		イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下
		で、かつ、48メートル(当該軒高の3分の5)
		が12メートルに満たないときは、地上から1
		2メートル)以下であること。
		(3) 壁面から突き出していないこと。
	壁面利用	(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、
	広告物	又は掲出物件を設置する場合にあっては、それら
		の表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、
		又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分
		の1以下であること。ただし、都市計画法(昭和
		43年法律第100号)第8条第1項の規定によ
		り定められた近隣商業地域及び商業地域につい
		ては、10分の3以下であること。
		(2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全
		部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこ
		と。
	突出し広	(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。
	告物	(2) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下で
		あること。
		(3) 道路上に突き出していないこと。
	から独立し	
た広告物	勿	(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であ
		ること。
		(3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、4   
		個以下であること。
	( - 10 <del></del> 1 1 1 2	(4) 道路上に突き出していないこと。
	(つり下げを	長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メー
含む。)		トル以下であること。
広告旗		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるも
		のにあっては、それぞれ1の面の面積)は、2平 方メートル以下であること。
		(2) 高さは、3メートル以下であること。
		(3) 道路上に突き出していないこと。
		(4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合

		は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設
		置する個数が3以下の組とするときを含む。)相
		互の距離は、5メートル以上であること。ただし、
		自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以
		下の場合は、この限りでない。
掛	看板	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものに
		あっては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メー
		トル以下であること。
は	り紙、はり札及び	(1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方
立	看板	メートル以下、立看板にあっては大きさが縦(脚
		部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メ
		ートル以下であること。
		(2) 道路上に突き出していないこと。

3 条例第8条第2項第2号の基準

表示面積は、2平方メートル以下であること。

- 4 条例第8条第2項第5号の基準 次の各号のいずれかに該当する広告物であること。
  - (1) 自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示する広告物
  - (2) 乗用旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、各側部にあっては1平 方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの
  - (3) 乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、車体底部を除く表面積の10分の3以下であって、車体の窓及びドア等のガラス部分に表示されないもの
- 5 条例第8条第2項第9号の基準
  - (1) 当該工事期間中に限り表示するものであること。
  - (2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。
  - (3) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は、表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの投影面積の20分の1以下であること。
- 6 条例第8条第3項第1号の基準
  - (1) 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は、5平方メートル以下であること。
  - (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は、15平方メートル以下であること。
  - (3) 景観重要建造物を利用する場合における表示面積等は、2の規定を準用する。
- 7 条例第8条第3項第3号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体と した写真であること。

- 8 条例第8条第6項の基準
  - (1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方メートル以下、広告旗又は立看板にあっては大きさが縦(立看板については、脚部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。
  - (2) 広告旗については、高さが3メートル以下であり、かつ、道路上に突き出していないこと。
  - (3) はり紙には表示の始期及び終期、はり札、広告旗又は立看板には表示しようとする者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

### 備考

- 1 自家広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは 営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示 する広告物又はこれに係る掲出物件をいう(別表第2及び別表第3において同じ。)。
- 2 乗用旅客自動車とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハ に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためそ の事業の用に供する自動車をいう。
- 3 乗合旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車 運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をい う。
- 4 貸切旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車 運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をい う。

#### 別表第2(第6条関係)

1 条例第7条に係る許可の基準(特定地域を除く)

広告物	の種類	基準
建造物	屋上利用	(1) 木造建築物を利用する場合
利用広	広告物	ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又
告物		は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を
		合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10平方メート
		ル以下であること。
		イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。
		(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合
		ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1(当該面積が10平
		方メートルに満たないときは、10平方メートル) 以下であ
		ること。

突出し広       (1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。         告物       (2) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。
$t = \lambda$ $\longrightarrow$ this $t = 0$ is a set $\lambda \lambda h$ $t = \lambda$ .
(3) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、
車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。 建造物から独立した (1)表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、自
建造物から独立した   (1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、自   広告物   家広告物については、60平方メートル以下であること。
(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。
(3) 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物につい
ては、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあっては
路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メ
ートル以上であること。
(4) 市街化調整区域においては、使用されている色彩のうち面積
が最大のもののマンセル値による彩度(以下「彩度」という。)
が6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、
この限りでない。
広告幕(つり下げを (1) 長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下
含む。) であること。
(2) 道路上における下端の高さは、路面から 5 メートル以上であ
ること。         広告旗       (1)表示面は、縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下
であること。
(2) 高さは、3メートル以下であること。
(3) 道路上に突き出していないこと。
(4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗

		   (3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の
		組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上である
		こと。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3
		以下の場合は、この限りでない。
		(5) 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
掛看板		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあって
		は、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であるこ
		と。
		(2) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、
	1	車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。
電柱、街	袖付広告	(1) 縦の長さは1.2メートル以下で、かつ、出幅は0.6メー
灯 柱 等	物	トル以下であること。
利用広		(2) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、
告物		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。
		(3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けら
		れるものについては、歩道の中央部分に向けて突き出されてい
		ること。
	巻付広告	上端の高さは、地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高
	物	さは、地上から1.2メートル以上であること。
はり紙、	はり札及び	(1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方メートル以
立看板		下、立看板にあっては大きさが縦(脚部を含む。)1.8メー
		トル以下及び横0.6メートル以下であること。
		(2) はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示
		されていること。
アドバル・	ーン	(1) 気球部分の直径は、3メートル以下であること。
		(2) 広告幕(網を含む。)の長さは15メートル以下で、かつ、
		幅は1.5メートル以下であること。
		(3) 上端の高さは、地上から45メートル以下であること。
アーチ利力	用広告物	(1) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の上端の高さ
		は、歩道上にあっては路面から5.5メートル以下、車道上に
		あっては路面から7.5メートル以下であること。
		(2) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の下端の高さ
		は、歩道上にあっては路面から3.5メートル以上、車道上に
		あっては路面から5メートル以上であること。
		(3) アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上
		から3メートル以下、その下端の高さは、地上から1.2メー
L		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

	トル以上であること。
標識利用広告物	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあっては、そ
	れぞれ1の面の面積)は、0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告物	次の各号のいずれかに該当するものであること。
	(1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規
	定する広告宣伝用自動車を利用するもの
	(2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メー
	トル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの
バス停上屋利用広告	1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。
<u>物</u>	

## 2 条例第8条第5項第1号に係る許可の基準

2 余例	舟 0 未 舟 0	垻男1方に係る計りの基準  
自家広告	物の種類	基準
建造物	屋上利用	(1) 木造建築物を利用する場合
利用広	広告物	ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又
告物		は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積
		を合算した面積。次号アにおいて同じ。) は、10平方メー
		トル以下であること。
		イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。
		(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合
		ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1(当該面積が10平
		方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下であ
		ること。
		イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4
		8メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たな
		いときは、地上から12メートル)以下であること。
		(3) 壁面から突き出していないこと。
	壁面利用	(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件
	広告物	を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面
		積) は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の
		面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条
		第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域に
		ついては、10分の3以下であること。
		(2) 上端の高さは、軒高以下であること。
		(3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部
		をふさいで表示し、又は設置しないこと。

突!	出し広	(1)表示面積は、6平方メートル以下であること。	
告	物	(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。	
		(3) 壁面からの突出し幅は、1. 2メートル以下であること。	
		(4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、	
		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。	
建造物から独	立した	(1)表示面積は、10平方メートル以下であること。	
広告物		(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。	
		(3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、4個以下である	
		こと。	
		(4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、	
		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。	
広告幕(つり	下げを	長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であ	
含む。)		ること。	
広告旗		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあって	
		は、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であるこ	
		と。	
		(2) 高さは、3メートル以下であること。	
		(3) 道路上に突き出していないこと。	
		(4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗	
		(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の	
		組とするときを含む。) 相互の距離は、5 メートル以上である	
		こと。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3	
		以下の場合は、この限りでない。	
掛看板		表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあっては、そ	
		れぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。	

- 3 条例第8条第5項第2号に係る許可の基準 表示面積は、10平方メートル以下であること。
- 4 条例第8条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の	<u>種類</u>	<u>基準</u>
<u>全ての広</u>	告物_	(1) 周辺の景観に調和した色彩、意匠等に配慮すること。
		(2) 広告物又は掲出物件には、広告料収入を当該公益上必要な施
		設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てる旨が明示さ
		<u>れていること</u>
建造物	屋上利用	(1) 木造建築物を利用する場合
利用広	広告物	ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又
<u>告物</u>		は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を

		合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10平方メート					
		ル以下であること。					
		イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。					
		(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合					
		ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1(当該面積が10平					
		カメートルに満たないときは、10平方メートル)以下であ					
		ること。					
		イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4					
		8メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たない					
		ときは、地上から12メートル)以下であること。					
		(3) 壁面から突き出していないこと。					
	壁面利用	(1)表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件					
	<u>全 協 特 ///</u>   広告物	を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面					
	<u> </u>	積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の					
		面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第					
		1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域につ					
		いては、10分の3以下であること。					
		(2) 上端の高さは、軒高以下であること。					
		(3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部					
		をふさいで表示し、又は設置しないこと。					
	突出し広	(1) 表示面積は、6平方メートル以下であること。					
	<u>告物</u>	(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。					
		(3) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。					
		(4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、					
		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。					
建造物か	ら独立した	(1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。					
広告物		(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。					
		(3) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、					
		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。					
広告幕(つり下げを		長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であ					
含む。)		<u>ること。</u>					
<u>広告旗</u>		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあって					
		は、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であるこ					
		<u>Ł.</u>					
		(2) 高さは、3メートル以下であること。					
		(3) 道路上に突き出していないこと。					

		(4) 送収接用組みとによっしまい内に記墨子で担合は、広生接				
		(4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗 (3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の				
		組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上である				
		こと。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3				
		以下の場合は、この限りでない。				
   掛看板		表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあっては、そ				
1217日100		れぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。				
電柱、街	袖付広告	(1) 縦の長さは1.2メートル以下で、かつ、出幅は0.6メー				
灯柱等	物	トル以下であること。				
利用広	<u>199</u>	(2) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、				
告物		車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。				
<u> </u>		(3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けら				
		れるものについては、歩道の中央部分に向けて突き出されてい				
		ること。				
	巻付広告	上端の高さは、地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高				
	物	さは、地上から1.2メートル以上であること。				
はり紙、	 はり札及び	(1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方メートル以				
立看板		下、立看板にあっては大きさが縦(脚部を含む。) 1. 8メー				
		トル以下及び横0.6メートル以下であること。				
		(2) はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示				
		<u>されていること。</u>				
アドバル・	<u>ーン</u>	(1) 気球部分の直径は、3メートル以下であること。				
		(2) 広告幕(網を含む。)の長さは15メートル以下で、かつ、				
		幅は1.5メートル以下であること。				
		(3) 上端の高さは、地上から45メートル以下であること。				
アーチ利力	用広告物	(1) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の上端の高さ				
		は、歩道上にあっては路面から5.5メートル以下、車道上に				
		あっては路面から7.5メートル以下であること。				
		(2) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の下端の高さ				
		は、歩道上にあっては路面から3.5メートル以上、車道上に				
		あっては路面から5メートル以上であること。				
		(3) アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上				
		から3メートル以下、その下端の高さは、地上から1.2メー				
		トル以上であること。				
標識利用広告物		表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあっては、そ				
		れぞれ1の面の面積)は、0.5平方メートル以下であること。				

自動車利用広告物	次の各号のいずれかに該当するものであること。
	(1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規
	定する広告宣伝用自動車を利用するもの
	(2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メー
	トル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの
バス停上屋利用広告	1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。

## 備考

マンセル値とは、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第1 1条、第14条第2項又は第15条第2項の規定により制定された産業標準をいう。 以下同じ。)のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性(色相、明度及び彩度をいう。 いう。以下同じ。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

### 別表第3(第6条関係)

1 条例第7条に係る許可の基準 (特定地域内の許可の基準)

広告物の種類		基準
建造物	屋上利用広告	設置してはならない。ただし、壁面に広告物を設置すること
利用広	物(三郷中央	ができないやむを得ない理由があり、かつ、次の各号のいず
告物	駅地区)	れかに該当する広告物は、この限りでない。
		(1) 自家広告物で、建築物の屋上を利用する設備機器類の露
		出を防ぐ目的で設置するパネル、目隠しフェンス等に、当
		該建築物の名称又はこれらに類するものを切り文字で表
		示するもの
		(2) 自家広告物で、一面の表示面積が20平方メートル以下
		で、かつ、上端の高さが地上から10メートル以下のもの
	屋上利用広告	(1) 木造建築物を利用する場合
	物(新三郷ら	ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示
	らシティ地	し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの
	区)	表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、
		10平方メートル以下であること。
		イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であるこ
		と。
		(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合
		ア 表示面積は、広告物の向いている方向からの建築物の
		一の壁面最大投影面積の10分の1(当該面積が10平
		方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下
		であること。
		イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、

	壁面利用広告物	48メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル)以下であること。 (3)壁面から突き出していないこと。 (4)自家広告物であること。 (1)表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。 (2)建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		(3) 自家広告物であること。
	突出し広告物	<ul><li>(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</li><li>(2) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。</li><li>(3) 道路上に突き出していないこと。</li></ul>
建生物か	 ら独立した広	(4) 自家広告物であること。 (1) 表示 (4) ままで (4) ない (4)
生物が告物	り独立した広	(1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、 自家広告物については、40平方メートル以下であるこ
古物		と。 (2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 表示面積が一面で30平方メートルを超える場合については、使用されている色彩のうち面積が最大のもののマンセル値による色相(以下「色相」という。)がR、YR又はYである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。 (5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩は、色相がR、YR又はYである色彩については彩度6以下、その他の色相の色彩については彩度6以下、その他の色相の色彩については彩度3以下の色彩であること。
広告旗		(1) 表示面は、縦1.8メートル以下及び横0.6メートル
		以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告

	旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以下の場合は、この限りでない。
	(5) 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
上記以外の広告物	別表第2の1条例第7条に係る許可の基準(特定地域を除
	く)に定める基準に適合していること。

## 備考

マンセル値とは、日本産業規格のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

## 様式第1号(第3条、第5条関係)

### 屋外広告物等許可申請書

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

Ð

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、三郷市屋外広告物条例第7条(第8条第5項)の規定により申請します。

宋弟 5 頃)の規定により申請しより。									
	表示・設置場所	三郷市							
	種類	自家広告物 · 一般広告物	設置数		<ul><li>・個・張</li><li>・台・本</li></ul>				
屋外広告物 等 の 内 容	地上からの 上端の高さ	m	表示・設置の期間	年 年 月	日から 日まで				
	表示面積	(縦) (横)	(面	数)(合言	十面積)				
		m×	$_{ m m} \times$	=	$m^2$				
	使用されている色	色のうち面積が最大のものの色	彩(マンセ)	ル値)					
	住 所	電話番号							
管 理 者	氏名又は 名 称								
	資 格	屋外広告業登録業者 ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物講習会修了者 その他( ) 第 号							
丁重 <u>坎</u> 丁孝	住 所		電話番	号					
工事施工者	氏名又は 名 称		屋外広告美登 録 番号		号				
工事予定期間 着工予定日		年 月 日	完了予定日	年 .	月 日				
道路占用許可	丁年月日・番号	年 月 日	付け	第    号					
		•							

### 様式第2号(第3条、第5条、第8条、第9条、第17条関係)

### 屋外広告物等点検報告書

年 月 日

三郷市長 あて

報告者 住 所 氏 名 電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

現在の許可番号				年	月	目付け			第		号	
表示・設置の場所												
設	置	数				点	検 年 月	日		年	月	日
			氏 彳	1								
点	検	者	住原	ŕ								
1111	1火	<sup>1</sup> H	電話番兒	<u>1</u> .								
			資格名和	<b>T</b>								
点検箇所			点	検	項	目			異常の有無		改善の概要	
tt rkk kn	1	上部構造	き全体の 個	斜、ぐら	つき				有	無		
基礎部・ 上部構造	2	基礎のク	<b>ラック、</b>	支柱と根	巻きとの	)隙間、	支柱のぐら	つき	有	無		
	3	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化							有	無		
支持部	1	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形、隙間						有	無			
الما 117	2	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)の緩み、欠落						有	無			
	1	アンカー	アンカーボルト、取付部プレートの腐食、変形						有	無		
取付部	2	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等						有	無			
	3	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)、取付部周辺の異常						有	無			
	1	表示面机	面板、切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落					有	無			
広告板	2	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損						有	無			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり						有	無				
	1 照明装置の不点灯、不発光						有	無				
照明装置	2	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水						有	無			
	3	周辺機器	器の劣化、破損						有	無		
	1	附属部构	オの腐食、破損						有	無		
その他	2	2 避雷針の腐食、損傷						有	無			
	3	その他点	原検 した事	項(			)		有	無		

- 注1 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目が無い場合は、「異常の有無」欄に二重線 を引くこと。
  - 2 点検をした広告物又は掲出物件の状況を知り得る写真を添付すること。

### 様式第3号(第3条、第5条、第8条関係)

(新設・更新) 許可通知書

第号年月日

様

三郷市長

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を表示・設置することについては、三郷市屋外広告物条例(第7条・第8条第5項・第12条第3項)の規定により次のとおり許可します。

屋外広告物等の 表示・設置場所	三郷市							
種類				数	量			女・個・張 基・台・本
許可期間		年	月	日から		年	月	日まで
許可の条件								

様式第4号(第3条、第5条、第8条関係)

(新設・更新) 不許可通知書

第号年月日

様

三郷市長

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を表示・設置することについては、下記の理由により、許可しないこととします。

記

(理由)

教示

### 様式第5号(第8条関係)

### 屋外広告物等許可期間更新申請書

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

Ð

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在] 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次のとおり屋外広告物等の許可期間の更新を受けたいので、三郷市屋外広告物条例 第12条第3項の規定により申請します。

表示・	設置場所	三郷市							
現在の許可の	年月日及び番号	年	月	日付	け		第		号
現在の	許可期間	年	月	日か	6		年	月	日まで
更新した	い許可期間	年	月	日か	5		年	月	日まで
	種 類	自家広告物 ·	一般広台		設	置数			枚・個・張 基・台・本
屋外広告物		(縦)		(横)		(	面数)		(合計面積)
等の内容	表示面積	r	$_{ m n} \times$		m	$_{ m i}  imes$		=	m²
	地上は	いらの上端	の高さ	Ž					m
	使用されているの	色のうち面積が晶	是大のも	のの色	彩	(マン	セル値	Ĺ)	
	住 所					電話	番号		
管理者	氏名又は 名 称								
	資 格	屋外広告業登録 その他(	業者 ・	屋外瓜)	去告士	上・屋	外広告	物講習	会修了者  号
道路占用許可年	三月日・番号	在	F 月	日	付け	-	第		号

### 様式第6号(第9条関係)

### 屋外広告物等変更·改造許可申請書

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

1

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在] 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印]

次のとおり屋外広告物等を変更・改造したいので、三郷市屋外広告物条例第13条第1項の規定により申請します。

表示・	設置場所	三郷市									
現在の許可の	の年月日及び番号		年	月	日付	け		第		号	
現在の	許可期間		年	月	日か	6		年	月	日まで	
	変更・改造の内容										
	種類	自家広告物	, · — f	投広告	物	設	置数			枚・個 基・台	
屋外広告物 等 の 内 容	表示面積	(縦)	m×		(横)	m	(Ē	面数)	=	合計面和	責) m²
		トラの上								m	
	使用されている1				のの色	彩	(マンナ	マル値	)		
	住 所	住 所 電話番号									
管 理 者	氏名又は 名 称										
	資 格	屋外広告業 その他(	登録業	者 •	屋外点 )	告出	上 • 屋/	外広告: 第	物講習会	<ul><li>修了者</li><li>号</li></ul>	
工事施工者	住 所						電話者	番号			
工 尹 旭 工 伯	氏名又は 名 称						外広告録番		第		号
変更・改造のエ	事予定期間 着工	定日	年	月	日	分	己了予定	H T	年	月	日
道路占用許可	「年月日・番号		年	月	日	付け	-	第		号	

### 様式第7号(第9条関係)

(変更・改造) 許可通知書

第号年月日

様

三郷市長

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を変更・改造することについては、三郷市屋外広告物条例第13条第1項の規定により次のとおり許可します。

屋外広告物等の 表示・設置場所	三郷市							
種類				数	量			枚・個・張 基・台・本
許可期間		年	月	日から		年	月	日まで
許可の条件								

様式第8号(第9条関係)

(変更・改造) 不許可通知書

第号年月日

様

三郷市長

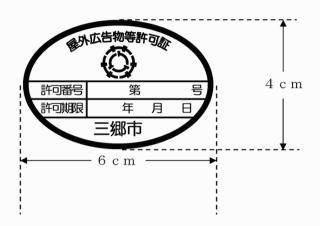
年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を変更・改造することについては、下記の理由により、許可しないこととします。

記

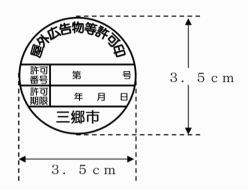
(理由)

教示

様式第9号(第11条関係)



### 様式第10号(第11条関係)



### 様式第11号(第15条関係)

除 却 届

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

1

【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在】 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次の屋外広告物等を除却したので、三郷市屋外広告物条例第19条第2項の規定により 届け出ます。

1	広告:• 設			三郷市						
許可0	の年月日	日及び	番号		年	月	日付け	第		号
許	可	期	間		年	月	日から	年	月	日まで
屋外種	広 告	物等	ぎ の 類				数量			枚・個・張 基・台・本

### (添付書類)

・除却する前後の状況を示す写真

※備考

### 様式第12号(第16条関係)

### 屋外広告物等保管物件一覧簿

整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管場所	備	考

### 様式第13号(第17条関係)

### 屋外広告物等受領書

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

1

【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次のとおり屋外広告物等の返還を受けました。

返還を受り	けた日時	
返還を受り	けた場所	
	整理番号	
返還の対象 となった屋 外広告物等	1分が 入り ほ ち	
	数量	
返 還	金 額	金 円

(表)

第 号

身分証明書

写 真

次の者は、三郷市屋外広告物条例第27条第2項の 規定により、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物 に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者である ことを証明します。

所属部課名

職氏名職名氏名

生 年 月 日

有効期限年月日から年月日まで

三郷市長

印

(裏)

#### 三郷市屋外広告物条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、 又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

### 様式第15号(第19条関係)

### 屋外広告物等管理者設置 • 廃止届

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

(FI)

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在] 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印]

次のとおり、屋外広告物等の管理者を置いた(廃した)ので、三郷市屋外広告物条例第29条第1項の規定により届け出ます。

l			物 等 置 場		Ξ	三郷市	ī									
許及	可 (		三 月 番	日号			É	Ē	月	日付け	-		第		号	
許	可	の	期	間			Æ	Ē	月	日から	)		年	月	日	きで
					住		所					,	電話番	号		
管		理		者	氏は	名 名	又称									
					資		格		外広告業 の他(	登録業者		屋外広告	き士・	屋外広第	告物講習	子会修了者 号

#### (添付書類)

・管理者資格証の写し等

※備考

### 様式第16号(第19条関係)

### 屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

**(1)** 

【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在】 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者(管理者)に変更があったので、三郷市屋外 広告物条例第29条第2項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の 表示・設置場所	=	三郷市	ī							
許可の年月日 及 び 番 号			白	F	月	日付け		第		号
許可の期間			左	Ē	月	日から		年	月	日まで
	住		所					電話番	号	
新表示·設置者 (新管理者)	氏は	名 名	又称							
	資		格	屋外にその作		芝録業者	<ul><li>屋外应</li></ul>	、告士 ·	屋外広告 第	物講習会修了者 号
旧表示・設置者	住		所							
(旧管理者)	氏は	名 名	又称							

### (添付書類)

・管理者資格証の写し等

※備考

#### 様式第17号(第19条関係)

屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

1

【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在】 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者(管理者)の氏名・名称・住所を変更したので、三郷市屋外広告物条例第29条第3項の規定により届け出ます。

	二告物等 設置場		三郷市							
	の年月 ド番	日号		年	月	日付け	第		号	
許可	の期	間		年	月	日から	年	月	日まで	
新氏名	乙又は名	名称								
旧氏名	万以は名	名称								
新	住	所					電話番号			
旧	住	所								

#### ※備考

### 様式第18号(第19条関係)

### 屋外広告物等滅失届

年 月 日

三郷市長あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

1

【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在 地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印

次の屋外広告物等が滅失したので、三郷市屋外広告物条例第29条第4項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市								
許可の年月日 及 び 番 号		年	月	日作	けけ		第		号
許可の期間		年	月	日え	116		年	月	日まで
屋外広告物等の 種 類					数	量			枚・個・張 基・台・本
滅 失 理 由									

### ※備考

様式第1号(第3条、第5条関係)

様式第2号(第3条、第5条、第8条、第9条、第17条関係)

様式第3号(第3条、第5条、第8条関係)

様式第4号(第3条、第5条、第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第15条関係)

様式第12号(第16条関係)

様式第13号(第17条関係)

様式第14号(第18条関係)

様式第15号(第19条関係)

様式第16号(第19条関係)

様式第17号(第19条関係)

様式第18号(第19条関係)

## 議案第2号

景観賞の募集及び入賞作品の選定について

## 【意見聴取】

## ■第5回三郷市景観賞の実施について

### (1)景観賞実施の目的

良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図るため、本市が所有する素晴らしい景観を表彰します。

景観賞は、啓発活動の一環として実施しますが、景観賞を実施することにより様々な景観資源が発掘されるため、これらが景観資源の保全を検討する一因となることや、市民や事業者の景観に対する愛着や誇りを育む「きっかけ」となることが、期待されます。

### (2) 部門の設置と表彰

- 4種類の部門を設置し、それぞれ表彰を行います。
- ①活動部門……良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ②建物・緑部門……良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰します。
- ③景色部門……公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ④届出部門……景観計画の届出行為の中から、特に良好な景観を創出する 『建築物、工作物等』を表彰します。

### (3)表彰の対象者

- ①活動部門……活動団体、団体の代表者、個人、推薦者等
- ②建物・緑部門……所有者、推薦者等(希望があれば設計事務所等も対象)
- ③景色部門……応募者
- ④届出部門……所有者、設計者等

### (4) 各部門の実施時期

①活動部門、②建物・緑部門、③景色部門の3部門は、5年ごとに実施します。 また、④届出部門も時期をずらして5年ごとに実施します。

年度	実施部門	備考
H28年度	景観賞実施 ①,②	,③ H29 年度に表彰式(市施行 45 周 年)
29 年度		
30年度	景観賞実施 ④	表彰式
R 1 年度		
2 年度		
3 年度	景観賞実施 ①,②	,③ R4 年度に表彰式(市施行 50 周年)
4 年度		
5 年度	景観賞実施 ④	表彰式
6 年度		
7 年度		
8 年度	景観賞実施 ①,②	,③ R8 年度に表彰式(市施行 55 周年)

### (5)表彰作品の決定方法

三郷市景観賞選考委員会において対象作品の内容を審査して選考を行い、市長が表彰作品を決定します。また、三郷市景観賞選考委員会の委員は、三郷市景観審議会の委員(10名)が兼務し、その他必要に応じ、専門的知識を持つ方を加えることができます。

## 三郷市景観賞 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三郷市景観条例(平成22年条例第42号、以下「条例」という。) 第24条の規定に基づく表彰(以下「表彰」という。)の実施に関し、必要な事項を定め ることを目的とする。

(表彰の目的)

第2条 本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物(以下「景観資源」という。)の発見に貢献した者を表彰することにより、良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的とする。

(表彰の名称)

第3条 表彰の名称は三郷市景観賞とする。

(表彰の方法)

- 第4条 表彰は、市長が行う。
- 2 表彰は、表彰状等を表彰の対象者に授与するものとする。

(表彰の部門)

- 第5条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、部門ごとにそれぞれ表彰を行うものと する。
  - (1) 活動部門
  - (2) 建物・緑部門
  - (3) 景色部門
  - (4) 届出部門
- 2 前各号に規定する各部門の内容は、別表に定める。

(選考の対象の募集)

- 第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する各部門の選考の対象となるものについては、自薦又は他薦による公募によって行うものとする。
- 2 前項に規定する他薦を行う場合は、応募を行う者は、活動の代表者等、建物等又は敷

地の所有者等の同意を得なければならない。

- 3 前条第1項第3号に規定する部門の選考の対象になるものについては、公募によって 行うものとする。
- 4 前条第1項第3号に規定する部門において、応募を行う者は、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。
- 5 市長は、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、前各項に規定 する公募の内容について、次の各号に定める事項を市民及び事業者に周知するものとす る。
  - (1) 目的
  - (2) 表彰の部門
  - (3) 応募の期間
  - (4) 応募の資格
  - (5) 応募の方法
  - (6) 選考の基準
  - (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 6 応募を行う者は、次の各号に定める事項を必要に応じて記した書類(以下「応募書 類」という。)を市長に提出するものとする。
  - (1) 活動又は景観資源の名称、所在地若しくは視点場、位置図等
  - (2) 応募の理由
  - (3) 応募を行う者の住所、氏名、連絡先等
  - (4) 選考の対象の代表者、所有者等の住所、氏名、連絡先等
  - (5) 選考の対象及びそれを撮影した位置、が分かる写真
  - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

### (選考委員会)

- 第7条 表彰者を選定するため、三郷市景観賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
- 2 選考委員会は、条例第26条に規定する三郷市景観審議会の委員で組織する。
- 3 選考委員会の会長は、委員の互選によって決定するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、選考及び表彰に関する専門知識を有する者を選 考委員会の委員として指定することができる。

(表彰の対象等の決定方法)

- 第8条 選考委員会の委員は、別表に規定する選考の視点に基づき応募書類を審査した 後、表彰の対象案を選考するものとする。
- 2 市長は、表彰の対象を決定した後、表彰の対象を応募した者、表彰の対象の代表者、 所有者等を、第4条第2項に規定する表彰の対象者として決定するものとする。

(表彰の対象等の公表)

第9条 市長は、第8条第2項に基づき、表彰の対象及び表彰の対象者を決定した場合、 市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これを公表するものとす る。

(その他)

- 第10条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象者だけでなく、 広く意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。
- 第11条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から施行する。

### 別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に 係る『活動内容』を表彰対象と する。	本市の景観形成において規範となり、 <u>まちの景観を</u> リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。  (1) 水や緑との調和の視点
建物:緑	良好な景観を創出する『建築 物、工作物、緑等』を表彰対象 とする。	①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。 (2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。
景色	公共の場所から見られる良好 な景観の『近くから遠くを見 渡した景色(中景~遠景)』を 表彰対象とする。	<ul><li>④まちの歴史·文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。</li><li>⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</li><li>(3) ほっとする景観づくりの視点</li><li>⑥まちに潤いやゆとりのある良好</li></ul>
届出	景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。  ※景観計画の届出を行い、景観条例第21 条に基づく完了検査が終了した行為に限る。	な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意 匠、色彩、材質等を活かし、調和 している。又は創出している。 (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点 が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上 している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢 献しているとみなされる。

## 三郷市景観賞 募集要領

### 1 景観賞の目的

良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図るため、本市が所有する素晴らしい景観を表彰します。

### 2 景観賞表彰の対象

●次の3つの部門を表彰の対象とします。

### ①活動部門

- ・良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その活動を行っている代表者等の同意を 得てください。
- ・市内の活動に限ります。
- ・営利を目的とした活動は除きます。
- ・個人の活動も対象になります。

(応募例) 清掃活動、緑化活動

### ②建物·緑部門

- ・良好な景観を創出<u>し、維持管理のなされている</u>『建築物、工作物、緑等』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その建築物、工作物、緑等の所有者等の同意を得てください。<u>なお、自薦の場合は3年以上良好な景観を維持しているもの</u>に限ります。
- ・市内に限ります。

(応募例) 〇〇神社、〇〇邸、〇〇ビル

#### ③景色部門

- ・公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ・原則市内の景色を対象としますが、一部に市外を含めても構いません。
- ・民間の土地内から見られる景色は、表彰選考の対象外となります。
- ・個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。

(応募例) 下第二大場川と富士山、中川河川敷、野鳥の休憩

### 3 応募の資格

●市内に在住、在勤又は在学で中学生以上の方になります。<u>ただし、②建物・緑部門に限り、前述の対象者に加え市内の建物・緑を設計した市内外の設計事務所等の自薦も受</u>付けます。

以下の部門のいずれかを選択し応募してください。

- ①活動部門
- ②建物·緑部門
- ③景色部門

### 4 応募の期間

●令和3年10月1日(金)から令和4年1月14日(金)【消印有効】

### 5 応募の方法

- ●所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、写真数枚を添付し、下記の「9 応募先」 都市デザイン課住宅景観係へ郵送(当日消印有効)するか、直接持参(土日祝祭日と 年末年始の12月29日~1月3日を除く)してください。
- ●応募用紙は都市デザイン課、各施設で配布するほか、市ホームページからダウンロー ドできます。
- ●インターネット経由にて応募できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ●1対象につき応募は1件としてください。
- ●応募上限は、応募者ごとに3件までとします。

### 6 選考の基準

●別に定める選考の視点により、審査を行います。

### 7 選考と表彰

- ●三郷市景観賞選考委員会において応募作品の内容を審査して選考を行い、表彰者を市長が決定します。
- ●表彰対象に複数の応募があった場合は、応募の理由による再選考を行い、表彰者を決 定します。
- ●審査結果の発表は令和4年春頃、表彰は令和4年秋頃を予定しております。

#### 8 その他

- ●入選した写真の著作権は、主催者に帰属します。
- ●応募した写真は、景観の普及啓発に活用するため、展示会、市広報、市ホームページ などで使用することがあります。また、使用にあたっては撮影者の氏名表示を行いま す。
- ●応募した写真のデジタルデータ又はネガの提供をお願いする場合があります。
- ●デジタルデータは600万画素以上かつ3MB以上を目安にご応募ください。
- ●ご質問等は、電話又はメールでお受けします。

### 9 応募先(問い合わせ先)

●三郷市 まちづくり推進部 都市デザイン課 住宅景観係

担当:柳、中村

住所 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

電話 048-930-7883 (直通)

E - mail toshikei@city.misato.lg.jp

*	※応募者は記入しないで下さい				
	整理番号				

## 第5回三郷市景観賞

# 応募用紙

(下記に ✓ を入れるか 塗りつぶしてください。)

# ① 応募する部門

応募部門	
	□自薦(活動部門は②、③、④、⑥-1 を記入してください)
┃ ┃□活動部門	□他薦(活動部門は②、③、④、⑥-1 を記入してください)
	※他薦は、その活動を行っている代表者等より、応募の同意を得ていることが条件となります。 代表者等の応募の同意 □有 □無(応募不可)
	□自薦(建物・緑部門は②、③、⑤、⑥-2 を記入してください)
	□他薦(建物・緑部門は②、③、⑤、⑥-2 を記入してください)
□建物・緑部門	   ※他薦は、その建築物、工作物、緑等の所有者等より、応募の同意を得ていることが条件となり   ます。
	所有者等の応募の同意 口有 口無(応募不可)
	設計者等の表彰の希望 □有 □無 □不明
	(景色部門は②、③、⑥-3 を記入してください)
□景色部門	※公共の場所から見られる景色が表彰選考の対象となります。 ※個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。

## ② 応募者のお名前・ご住所など

	ふりがな
お名前	
ご 住 所	〒
電話番号	
E-mail アドレス	



# ③応募の理由と写真 (※全ての部門において記入)

撮影年月	令和	年	月	日	時頃 撮影	
応募の理由						
※⑦別表の選考の 対象と視点をご 確認のうえ、ご 記入ください。						
※表彰対象に複数 の応募があった 場合、表彰者を 決定する根拠と なります。						
【写真貼付欄	】※下記の範	囲内に、写	₹真3枚以内	内を貼り付け	ナてください。	

## ④活動団体等 (※活動部門のみ記入)

※活動状況等の資料がある場合は添付してください。

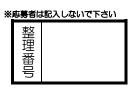
※活動状況寺の食料が <u>める場合は</u> 添付してくたさい。					
活動団体等の名	ふりがな				
称					
代表者の名前	ふりがな				
(個人の名前)					
	₹				
所在地 (住所)					
電話番号					
設立の目的と					
活動概要					
- シャクケロ 1-	<i>t</i> =		人 旦 米		
設立の年月と 会員数	年	月	会員数	人	
HPアドレス (ある場合)					
▲ ※ ☆ ☆ 新 ▽ 宀					
<u>今後</u> の活動予定 (継続含む)					
(4E400 II O )					

## ⑤建築物、工作物、緑等の所有者等 (※建物・緑部門のみ記入)

	ふりがな
+> 夕 ★	
お名前	
	=
ご 住 所	
電話番号	
E-mail アドレス	

# ⑥-1『活動部門』概要と位置図等 (※活動部門のみ記入)

活動の名称		ふりがな
活動の原 在地 (住所		
概要	活動内容	
	活動人数 ・期間	人 令和 年 月 ~ 年 月
		<ul> <li>※活動の所在地又は写真撮影の位置を具体的に示してください。</li> <li>ここに、次のものがわかる地図又は略図等を貼り付けてください。</li> <li>○対象となるものの位置と範囲</li> <li>○写真撮影の位置と方向を、矢印を用いて表示(但し、写真は③に貼り付けてください)</li> </ul>



# ⑥-2 『建物・緑部門』概要と位置図等 (※建物・緑部門のみ記入)

建物・緑の 名称		ふりがな
	建物・緑 の用途	
概	所在地 (住所)	
概要	構造・階数	
	建設・設置 年月日	
		※できるだけ具体的に示してください。
		ここに、次のものがわかる地図又
		は略図等を貼り付けてください。
所	在地、	〇対象となるものの位置と範囲
位	真撮影の 置 図 等	(敷地も含む)
(1	任意)	○写真撮影の位置を、矢印を用い
		て表示(但し、写真は③に貼り
		付けてください)

# ⑥-3 『景色部門』概要と位置図等 (※景色部門のみ記入)

景色の名称		ふりがな
	対象の 用途	※対象の具体名を記入してください。例えば「〇〇川と〇〇並木」、「〇〇道路と背後の富士山」など
概要	所在地 (住所)	※どこからどこまでの範囲なのかを地名等を用いて記載してください。
<i>S</i> .	視点場 の位置	※視点場の位置の住所を記入してください。
	(住所)	
		※できるだけ具体的に示してください。 
		ここに、次のものがわかる地図又
		は略図等を貼り付けてください。
所;	在地、写	〇対象となる風景の位置と範囲
点	撮影、視場の位置	(周辺も含めて)
図 <del> </del>	等(任意)	○写真撮影の位置と視点場を、矢
		印を用いて表示(但し、写真は
		③に貼り付けてください)

# ⑦別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に 係る『活動内容』を表彰対象と する。	本市の景観形成において規範となり、 <u>まちの</u> <u>景観を</u> リードする活動又は建築物・地物等で、次 の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するもの を対象として表彰を行う。 (1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和し ている。又は創出している。 (2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組み
建物· 緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象 とする。	が成されている。 ④まちの歴史·文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。  (3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材
景色	公共の場所から見られる良好 な景観の『近くから遠くを見 渡した景色(中景~遠景)』を 表彰対象とする。	質等を活かし、調和している。又は創出している。 (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。

### 今後の予定

令和3年10月頃から

令和4年 1月末まで

- 募集期間

令和4年3月頃 景觀賞選考委員会(第1回)応募作品説明

令和4年5月頃 景観賞選考委員会(第2回)現地視察及び順位付け

令和4年秋頃 景観賞表彰式 (市制施行50周年記念事業)